

第7章

共通的・基盤的な施策の推進

第7章 共通的・基盤的な施策の推進

第1節 環境に配慮した施策手法の推進

1 環境影響評価の概要【環境政策課】

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に著しい影響を与えるおそれのある事業の実施前に環境への影響について調査、予測又は評価を行い、環境の保全について配慮するものです。

環境影響評価の推進は、開発事業等による環境への悪影響を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくために極めて重要です。

国においては、平成9年に「環境影響評価法」が公布され、平成11年から全面施行されましたが、施行後の状況の変化や施行を通じて明らかとなった課題等に対応するため、平成23年4月に法改正が行われ、平成25年4月1日に全面施行されました。

本県においては、平成9年に制定された「島根県環境基本条例」において環境影響評価の推進が定められたことを契機として、平成11年に「島根県環境影響評価条例」を制定し、法の対象規模未満で一定規模の事業等について環境影響評価を義務付けました。さらに、平成23年の環境影響評価法の改正を踏まえ、平成24年10月に、事業計画の立案段階から、事業の位置・規模等の決定に当たって環境の保全のために配慮すべき事項について検討する計画段階配慮書手続の導入等の条例改正を行いました。

2 環境影響評価の実施状況【環境政策課】

本県において平成25年度に環境影響評価を実施した事業は、1件でした。

表7-1-1 環境影響評価の実施状況

対象事業名	一般国道9号 福光浅利道路（仮称）
対象事業の種類	一般国道
対象事業の規模	4車線 約7km
対象事業実施者	国土交通省
対象事業実施区域	大田市及び江津市
根拠法令等	島根県環境影響評価条例
方法書に対する知事意見を述べた日	平成25年12月16日

3 土地利用対策【用地対策課】

(1) 国土利用計画

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、その利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図っていくことが必要です。

このような趣旨のもとに、昭和52年10月に島根県国土利用計画を策定し、その後、昭和61年10月の第二次計画、平成8年7月の第三次計画を経て、平成21年3月に第四次計画を策定しています。

また、県内の市町村では、同様の趣旨で市町村国土利用計画の策定が進められており、平成22年度には浜田市及び隠岐の島町で、平成23年度には益田市で市町村合併後の新しい計画が策定されました。

第7章 共通的・基盤的な施策の推進

(2) 島根県土地利用基本計画

土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5つの地域区分並びに土地利用の調整等に関する事項を内容としており、計画書と図面からなっています。

この基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引及び開発行為の規制等を実施するための基本となる計画であり、また土地利用に関する諸計画の上位計画として位置づけられています。

(3) 土地取引の届出勧告制度

国土利用計画法では、一定面積以上の土地売買等の契約を締結した場合、権利取得者は、知事に届け出なければならないこととしています。

知事は、届出があった場合において、土地の利用目的が土地利用基本計画その他の公表されている土地利用に関する計画に適合せず、適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することがあります。

平成25年度において、勧告したものはありませんでした。

(4) 開発協議制度

面積1ヘクタール以上の開発を行う事業については、「島根県土地利用対策要綱」に基づく、事前の開発協議制度を設けています。この制度は、災害等の防止や自然環境の保全を図りながら、適正な開発を確保することを目的として、開発の実施に際して、必要な手続きや留意すべき事項等を取りまとめて、開発事業者にお知らせするものです。

平成25年度における状況は、表7-1-2のとおりです。

表7-1-2 開発協議の実施件数

事業の種類	宅地造成	土石等採取	敷地造成	ゴルフ場	産廃処分場	その他	計
件数	2	3	8	0	0	3	16

なお、上記のほか、国、地方公共団体、公社等が行う公共事業等については、「公共事業等に関する連絡調整要綱」により5件の連絡調整を行いました。

第2節 公害防止と公害防止体制の整備【環境政策課】

1 公害防止協定

公害防止協定とは地方公共団体又は住民と企業の間、公害防止を目的に締結される協定です。

県内においても、地域住民の生活環境保全意識の高まりを背景として地方公共団体や漁業協同組合、自治会、住民団体と企業の間で多くの公害防止協定が締結されています。誘致企業についても、環境保全の立場から県や地元市町村と協定を締結しています。

これらの内容は、工場の立地条件、操業内容等によりそれぞれ特色のあるものとなっており、法令による一律の規制に上乗せした規制基準を定めるなど、きめ細かい対策がとられています。

2 公害紛争・苦情

(1) 公害紛争・苦情処理体制

公害紛争処理のため、公害紛争処理法に基づいて公害等調整委員会が設置され、ここで全国的な紛争に係るあっせん、調停、仲裁及び裁定が行われています。

本県では、同法第18条の規定により公害審査委員候補者名簿の方式を採用し、公害等調整委員会の管轄に属さない紛争についての処理にあたっています。制度創設から平成25年度末までに終結した事件は13件です。

また、同法49条の規定により市町村等関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めています。

(2) 公害苦情の状況

① 公害苦情件数

平成25年度に新規で受け付けた苦情は387件で、前年度と比較して71件増加しました。また、前年度からの繰り越し件数は1件でした。

② 種類

典型7公害の苦情の合計は236件で、このうち大気汚染が140件と最も多く、次に悪臭の37件、騒音の33件、水質汚濁の20件と続いています。典型7公害以外の苦情の合計は150件で、このうち廃棄物投棄が107件でした。

発生源は個人が154件と最も多く、次いで会社・事業所が116件、不明が103件でした。

③ 処理

「加害行為又は被害の原因がなくなった」が198件、「措置後3か月で再申立てなし」が26件でした。また、翌年度に繰り越した苦情は4件でした。

3 公害防止管理者制度

民間における公害防止体制の整備を図るため、昭和46年に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定され、一定規模以上の工場に対しては公害防止の知識及び技術能力を有する者（公害防止管理者等）の選任が義務づけられました。

公害防止管理者の資格は、国家試験に合格するか、あるいは資格認定講習の課程を修了するかにより取得することができます。

なお、平成25年度における公害防止管理者等の選任状況は表7-2-1のとおりです。

第7章 共通的・基盤的な施策の推進

表7-2-1 公害防止管理者等の届出状況

(H26.3.31現在)

業種	選任特定工場	公害防止総括者	公害防止主任管理者	公害防止管理者										
				大気関係				水質関係				騒音振動関係	粉じん関係	ダイオキシン関係
				第一種	第二種	第三種	第四種	第一種	第二種	第三種	第四種			
製造業	141 〔143〕	72	3	3	2	12	38	2	18	2	2	2	72	3
エネルギー供給業	4 〔4〕	4	1	1	0	3	0	0	0	1	0	0	1	0
合計	145 〔147〕	76	4	4	2	15	38	2	18	3	2	2	73	3

注) 選任特定工場欄〔 〕内は特定工場数

第3節 環境マネジメントシステムの運用【環境政策課】

県では平成15年2月に本庁（本庁舎、南庁舎、県議会議事堂及び警察庁舎等を含む。）を対象としてISO14001の認証を取得し、平成17年2月には益田合同庁舎にもサイトを拡大してEMS（環境マネジメントシステム）を運用してきました。

平成20年4月より、これまでISO14001による環境マネジメントシステムの運用により培われた成果を活かし、全庁統一した独自の環境マネジメントシステムの運用を行っています。

1 オフィス活動及びグリーン購入

平成25年度の実績については、第3章1節をご覧ください。

第4節 経済的措置【中小企業課】

1 環境保全施設の設置等に対する支援

事業活動に伴う公害を防止し、環境への負荷を低減することは事業者にとっての責務ではありますが、この設備投資は生産性を高めるものが少ない非収益性投資であるため、特に中小企業者にとっては、これらの設備の設置が難しい場合が多いと考えられます。そのため県では、低利な融資制度として、「環境資金」等を設け環境保全施設の整備促進を図っています。

平成25年度は、利用がありませんでした。